

平成 2 8 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 8 年 9 月 1 日

印刷物番号

28-41

も く じ

認定第 1 号	平成 2 7 年度大東市一般会計歳入歳出決算について -----	別冊
認定第 2 号	平成 2 7 年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 3 号	平成 2 7 年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に ついて -----	別冊
認定第 4 号	平成 2 7 年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 5 号	平成 2 7 年度大東市都市開発資金特別会計歳入歳出決算につい て -----	別冊
認定第 6 号	平成 2 7 年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について -----	別冊
認定第 7 号	平成 2 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算 について -----	別冊
認定第 8 号	平成 2 7 年度大東市水道事業会計決算について -----	別冊
認定第 9 号	平成 2 7 年度大東市下水道事業会計決算について -----	別冊
報告第 7 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について -----	1
報告第 8 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について -----	2
報告第 9 号	平成 2 7 年度大東市水道事業会計資金不足比率について -----	4
報告第 1 0 号	平成 2 7 年度大東市下水道事業会計資金不足比率について -----	5
議案第 5 3 号	平成 2 8 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）について -----	別冊
議案第 5 4 号	平成 2 8 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次） について -----	別冊
議案第 5 5 号	平成 2 8 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について -----	別冊
議案第 5 6 号	平成 2 8 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について -----	別冊
議案第 5 7 号	平成 2 8 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）につ いて -----	別冊
議案第 5 8 号	平成 2 8 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第	

	1次) について -----	別冊
議案第59号	大東市教育委員会委員の任命について -----	6
議案第60号	大東市教育委員会委員の任命について -----	7
議案第61号	大東市公平委員会委員の選任について -----	8
議案第62号	大東市名誉市民の選定について -----	9
議案第63号	南郷中学校屋内運動場・プール改築等建築工事請負契約につ いて -----	10
議案第64号	平成27年度大東市水道事業利益剰余金処分について -----	11
議案第65号	大東市立住道駅東第一自転車駐車場および大東市立住道駅東第 二自転車駐車場の指定管理者の指定について -----	12
議案第66号	大東市立住道駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について -----	13
議案第67号	大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テ ニスコートの指定管理者の指定について -----	14
議案第68号	大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例について -----	15
議案第69号	大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例について -----	17

報告第7号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成28年5月31日 |
| 2 和解の相手方 | (1) [REDACTED]
[REDACTED]
(2) [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 損害賠償の額 | (1) 金16,764円（和解の相手方(1)に対するもの）
(2) 金5,345円（和解の相手方(2)に対するもの） |
| 4 和解の理由 | 平成26年8月19日相手方らが市道寝屋川右岸線を自転車で西から東へ縦走していたところ、大東市諸福六丁目7番27号先において、路面の陥没にタイヤをとられ、転倒し、相手方らを負傷および相手方ら自転車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第8号



訴えの提起に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

<専決処分そのI>

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成28年5月26日 |
| 2 事 件 名 | 大阪地方裁判所平成28年(ワ)第6454号
建物明渡等請求事件 |
| 3 訴えの相手方 | 
 |
| 4 訴訟物の価格 | 金3,272,852円 |
| 5 請求の趣旨 | (1) 建物を明け渡せ。
(2) 1,584,870円及び平成28年3月11日から平成28年3月31日まで月額186,470円の割合による金員並びに平成28年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額186,300円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 |
| 6 訴えの理由 | 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。 |

<専決処分そのⅡ>

- 1 専決処分の日 平成28年5月26日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成28年（ハ）第690号
建物明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 訴訟物の価格 金497,188円
- 5 請求の趣旨 (1) 建物を明け渡せ。
(2) 315,600円及び平成28年2月28日から平成28年3月31日まで月額48,600円の割合による金員並びに平成28年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額48,200円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。

<専決処分そのⅢ>

- 1 専決処分の日 平成28年5月26日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成28年（ハ）第691号
建物明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 訴訟物の価格 金501,663円
- 5 請求の趣旨 (1) 建物を明け渡せ。
(2) 354,500円及び平成28年3月11日から平成28年3月31日まで月額55,200円の割合による金員並びに平成28年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額54,400円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。

報告第9号

平成27年度大東市水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

報告第10号

平成27年度大東市下水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

議案第59号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員として、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

太 田 忠 雄

生年月日



公 職 歴

平成17年4月 ～ 平成21年3月 大東市立深野北小学校長

平成21年4月 ～ 平成25年3月 大東市立氷野小学校長

議案第60号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 田中 佐知子氏の任期が、平成28年9月30日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

氏 名

生年月日

田 中 佐 知 子

公 職 歴

平成24年10月 ～ 現在 大東市教育委員会委員

議案第61号

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 川村 常雄氏の任期が、平成28年12月9日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[Redacted]

氏 名

川 村 常 雄

生年月日

[Redacted]

公 職 歴

平成 9年 5月 ～ 平成22年6月 保護司

平成16年 8月 ～ 現在 大東市固定資産評価審査委員会委員

平成24年12月 ～ 現在 大東市公平委員会委員

議案第62号

大東市名誉市民の選定について

大東市名誉市民として、次の者を選定いたしたく、大東市名誉市民条例（昭和51年条例第16号）第2条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

氏 名 川 人 勝 延

住 所

生年月日

議案第63号

南郷中学校屋内運動場・プール改築等建築工事請負契約について

南郷中学校屋内運動場・プール改築等建築工事請負契約を次のとおり締結する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 南郷中学校屋内運動場・プール改築等建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札（特定建設工事共同企業体入札） |
| 3 契約の金額 | 金581,040,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大東市大野一丁目4番4号
富田・中塚 特定建設工事共同企業体
代表者
大東市大野一丁目4番4号
富田建設 株式会社
代表取締役 富田 泰富 |

理 由

南郷中学校屋内運動場・プール改築等建築工事の予定価格の金額が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定による1億5,000万円以上であるため。

議案第64号

平成27年度大東市水道事業利益剰余金処分について

平成27年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		574,640,137 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	△178,738,720 円	
	(2) 減債積立金	△50,000,000 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>△200,000,000 円</u>	<u>△428,738,720 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>145,901,417 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第65号

大東市立住道駅東第一自転車駐車場および大東市立住道駅東第二自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅東第一自転車駐車場および大東市立住道駅東第二自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅東第一自転車駐車場
大東市立住道駅東第二自転車駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理 株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで |

議案第66号

大東市立住道駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅西自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅西自転車駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市北区堂島浜二丁目1番9号
株式会社 駐輪サービス |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年11月1日から平成31年3月31日まで |

議案第67号

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テニスコートの
指定管理者の指定について

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テニスコートの指定管理者
として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立市民体育館
大東市立龍間運動広場
大東市立テニスコート |
| 2 指定管理者 | 大阪市港区田中三丁目1番40号
一般財団法人 大阪スポーツみどり財団 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで |

議案第68号

大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）が平成28年4
月8日から施行されたことにかんがみ、候補者の選挙運動用自動車の使用等に係る公費負
担の限度額を引き上げるため。

大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,
350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,
500円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）が平成28年4月8日から施行されたことにかんがみ、候補者の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため。

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正
する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年条例第29号)
の一部を次のように改正する。

第2条および第4条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。